

# 備蓄品管理等業務委託仕様書

## 1 目的

千葉市が保有する備蓄品及び資機材等の棚卸作業（劣化状況等調査を含む。）を行うことにより備蓄品リストを更新するとともに、市内各所に配備している稼働型資機材の動作試験を行い、不具合のある資機材を明確にすることに加え、一部備蓄品の回収を行い、非常時に備蓄品を有効かつ円滑に使用できる状態に保つことを目的とする。

## 2 履行場所について

【別紙1】「対象施設一覧」のとおり

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

## 4 委託内容

### （1）備蓄品の棚卸

- ア 避難所及び拠点倉庫ごとに、各物品の数量確認を行うとともに、市で保有する帳簿上の在庫数量と差異があるものは再調査を行い、正しい在庫数量を確定する。なお、賞味期限・使用期限があるものは、物品及び期限別に確認を行うとともに、帳簿にない物品が存在した場合は、これも確認する。また、各現場での作業状況等について、書面等で状況報告を行う。
- イ 非常に備蓄品を有効かつ円滑に使用できるように、避難所及び拠点倉庫ごとにロケーションマップを作成し、物品ごとに配架位置の記載を行う。また、保管状況について、備蓄場所の出入口付近および倉庫内全体をデジタルカメラなどで撮影し、写真に記録する。
- ウ 汚破損物品・倉庫の破損などについて、個々に状態に問題がある場合は、デジタルカメラなどで撮影し、書面等での状況報告を行う。
- エ 当年度利活用対象の水・食料の備蓄品（令和7年度入替対象=令和8年中期限）（回収は行わない）については、棚卸時の残存数量について、同じく書面等での状況報告を行うこと。

### （2）稼働型資機材（発電機）の動作確認

燃料等を供給して稼働する下記の資機材について稼働テストを行い、所定の性能が發揮できることを確認する。また、不具合が認められた場合は、その状況や不具合箇所等を記録し、書面等での状況報告を行う。

なお、テストのために必要な燃料・潤滑油などは受注者が用意することとし、テスト

後は油抜きや清掃等を行い、受注者の負担で適正に処分すること。

点検資機材	
① ガスパワー発電機（407台）	HONDA：EU9iGB／EU9iGP
	デンヨー：GE-900B
	ヤマハ：EF900iSGB2
② ガソリン発電機（14台）	ヤマハ：EF5500iSDE

※動作確認については、【参考資料①】のとおり適切に作業を行うこと。

※資機材の配置場所等の詳細については【参考資料②】のとおり。

※上記以外のガソリン発電機（「HONDA：EB550／EX6」、「ヤマハ：EF900iS」及び「ヤンマー：G シリーズ」の4種類（97台））については、数量確認のみとし、動作確認の対象外とする。

#### （3）備蓄品の回収

##### ア 入替備蓄品（衛生用品）の回収

発注者が指定する避難所及び拠点倉庫から、歯ブラシ、ウェットティッシュ、ゴム手袋、生理用品、カセットガス、エンジンオイルを回収する。回収した備蓄品は、発注者が指定する場所に集積する。なお、引き渡しまでの保管場所については、受注者側で負担するものとする。

##### イ 期限切れ備蓄品（水・食料）の回収について

棚卸時に令和7年までに賞味期限が切れている物品（水・食料）を確認した場合は、回収を行い、発注者が指定する場所に集積する。なお、引き渡しまでの保管場所については、受注者側で負担するものとする。

※期限切れ備蓄品については、【参考資料③】を参照。

##### ウ 回収内訳の報告について

回収した内訳については、それぞれ書面等での数量報告を行うこと。

#### （4）新物資調達・輸送調整等支援システム（B-PLo）支援

内閣府が提供する「新物資調達・輸送調整等支援システム（B-PLo）」の仕様等を把握したうえで、（1）の結果をもとに登録用データを作成する。なお、市で管理している分類と当該システムの分類が異なる場合は、システムの分類に変換すること。また、当該システムは一般公開されていないため、変換に必要な要件定義については、市と相談のうえ行うこと。

#### （5）その他業務内容

- ア 棚卸・回収日及び動作確認日等については、あらかじめ防災対策課と協議したうえで決定し、事前に日程表を提出すること。
- イ 作業員については、適正な人数を配置すること。
- ウ 作業においては、原則平日9時から17時までの時間帯に行うこと。
- エ 作業に要する資材・車両・梱包材量・保管場所等は、全て受注者が負担すること。
- オ 各施設への入退出時には、本業務の実施者であることを施設管理者に申し出ること。

力 やむを得ない事情により作業が実施できない場合や遅延が生じる場合には、速やかに防災対策課へ連絡し、指示を受けること。また、必要に応じて、各棚卸先への連絡を行い、業務に支障のないよう配慮すること。

## 5 成果物

### (1) 備蓄品リスト及びロケーションマップ

作成した備蓄品リスト（備蓄品の数量・賞味期限等を更新したもの）及びロケーションマップ（写真含む）のデータを保存した DVD 等にて納品する。なお、ロケーションマップについては Excel 形式及び PDF 形式で成果品を納品する。また、備蓄品リストについては、発注者が行う備蓄品関係業務に必要な各種集計や帳票出力にも対応する内容のものとし、その内容については発注者と協議のうえ作成する。

### (2) 状況報告書

各避難所・拠点倉庫での棚卸作業状況や、不稼働資機材、汚破損物品・倉庫の破損、賞味期限または使用期限が切れている物品など災害時の使用に影響があるものについて、書面等での状況報告を行う。様式については、発注者と協議のうえ作成する。

### (3) 「新物資調達・輸送調整等支援システム（B-PLo）」登録用データ

当該システムに登録可能なデータ形式（Excel 形式）で納品する。

## 6 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書、契約約款及び法をはじめとする関係法令を遵守し誠実かつ円滑に業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。
- (3) 受注者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務の実施にあたり、受注者は発注者と常に連携をとり、本仕様書及び本業務内容等に疑義が生じた場合は、都度発注者と協議し、発注者の指示に従うこととする。
- (5) 本業務の成果物及び各種データ等は全て発注者に帰属するもとし、受注者は発注者の許可なく他に公表・貸与又は使用してはならない。
- (6) 納品後、成果品に記入漏れ、不備または誤りが発見された場合、受託者が責任をもって速やかに訂正するものとする。
- (7) 本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、受注者及び第三者に留保されるものとする。業務遂行中に生じた事故等に対して一切の責任を負い、内容及び状況を発注者に報告し指示に従うものとする。